

# 第4次大阪府障がい者計画（H27.3改定）の概要

## 第4次障がい者計画とは（根拠：障害者基本法及び障害者総合支援法）

### 【計画の位置づけ】

○障がい者計画は、障害者基本法に定める都道府県障がい者計画（＝障がい者施策全般に関する総合的・基本的な計画）。大阪府の障がい者計画は、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画（＝障がい福祉サービス等の確保に関する計画）を含み、一体的に記述。このうち、障がい福祉計画については、平成26年度末で第3期計画が終期を迎えるため、平成27年3月に、新たに第4期計画を策定し、第4次大阪府障がい者計画にその内容を反映。※障がい福祉計画は、すべての市町村において策定されており、これらと整合性を確保しつつ作成している。

### 【計画期間と基本理念】

○計画期間は、平成24(2012)年度から平成33(2021)年度までの10年間(障がい福祉計画に関する部分は、国の基本指針に即して平成27(2015)年度から平成29(2017)年度までの3年間)。  
○本計画は、第4次大阪府障がい者計画(仮称)検討委員会及び大阪府障がい者施策推進協議会の意見具申、及び障害者基本法の改正などの最新の動向もふまえ、「人が人間(ひと)として支えあいともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念とする。

## 第4次計画の基本的な方向性

### 基本法改正等を踏まえた「5つの基本原則」

- △権利の主体としての障がい者の尊厳の保持
- △社会的障壁の除去・改善
- △障がい者差別の禁止・合理的配慮の追求
- △真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
- △多様な主体による協働

### 現状を踏まえた「3つの最重点施策」

#### □入所施設や病院からの地域移行の推進

- 【課題】  
他の都道府県と比べて進展しているが、更に広がりのある形での展開が必要
- 【平成29年度における目標】
- ・施設からの地域移行：14.9% (H25末時点の施設入所者数と比較)
  - ・入所者数の減少：5.6% (H25末時点の施設入所者数と比較)
  - ・精神科病院の退院率(入院後1年時点)：91% 等

#### □就労支援の強化

- 【課題】  
実績は伸びているものの十分ではなく、定着支援なども必要
- 【平成29年度における目標】
- ・福祉施設からの一般就労：1,500人
  - ・障害者就業・生活支援センターの1年後職場定着率90% 等

#### □施策の谷間にあった分野への支援の充実

- 【そのほか、更に推進する分野】
- ・発達障がい者
  - ・高次脳機能障がい者
  - ・障がい児
  - ・医療的ケアが必要な重症心身障がい児者
  - ・盲ろう者
  - ・難病・慢性疾患患者 等

## 生活場面ごとの取組み

障がい当事者の視点から施策を検討し、生活場面ごとに取組み内容を掲載

### 生活場面1「地域やまちで過ごす」

**<めざすべき姿>障がい者が地域で快適に暮らし活動している**

- 「広がり」と展開力のある地域移行」の推進（民間施設、障がい児施設、市町村の関与）
- 「親なき後」を見据えた支援の充実、在宅障がい者と家族のためのサービス基盤の整備
- グループホーム等の整備、自立支援協議会の充実などによる相談支援体制の強化
- バリアフリー化の更なる推進 等

(平成29年度末)  
・18歳以上の障がい児施設入所者ゼロ

### 生活場面4「心や体、命を大切にする」

**<めざすべき姿>障がい者が必要な医療や相談をいつでも受けることができる**

- 在宅の重症心身障がい児者への支援
- 高次脳機能障がいに関わる地域支援ネットワークの充実
- 医療サービス、リハビリテーション、こころの健康相談の充実 等

(平成28年度)  
・二次医療圏域(大阪市・堺市を除く)における地域ケアシステムの実践：6圏域

### 生活場面2「学ぶ」

**<めざすべき姿>障がいのある人が本人のニーズに基づき、障がいのない人と同じ場で学んでいる**

- 早期発見・療育の充実、児童発達支援センターや発達障がい児の療育拠点の整備
- 通常学級・支援学級で教育を受けられるよう支援の充実
- 職業学科を設置する知的障がい高等支援学校の整備 等

(平成29年度)  
・知的障がい支援学校高等部の就職率の向上：35%

### 生活場面5「楽しむ」

**<めざすべき姿>障がい者がより質の高い生活を楽しみ生き生きと活動している**

- 障がい者スポーツの裾野拡大、競技力の向上、人材養成、ノウハウの普及
- 芸術・文化カレッジなど自己実現の機会の確保
- 社会参加、余暇活動の充実 等

(平成29年度)  
・中級障害者スポーツ指導員登録者数：260人

### 生活場面3「働く」

**<めざすべき姿>障がい者が働くことを当然と考え、能力や適性を活かして仕事に就き、働き続けている**

- ハートフル条例の推進等による障がい者雇用の拡大、企業等への雇用/ノウハウの提供、啓発
- チャレンジ雇用、行政の福祉化の取組み
- 障害者就業・生活支援センターを核とした地域の就労支援ネットワークの構築・強化
- 経営改善や共同受注等による工賃の向上
- 就労継続(定着)に向けた取組の充実 等

(平成29年度)  
・就労実績のない就労移行支援事業所ゼロ  
・工賃水準の向上：13,900円(H25実績額の約34%増)

### 生活場面6「人間(ひと)としての尊厳を持って生きる」

**<めざすべき姿>社会のだれもが障がい者への合理的配慮を実践し、障がい者が社会の構成員として尊厳を持って生きていることを実感している**

- 障がい者や障がいに対する理解の推進
- 差別の禁止と合理的配慮の普及・啓発
- 虐待防止、権利擁護の充実
- 防災・防犯の推進
- 情報・コミュニケーションの確保 等

## 計画の推進体制など

- 本計画は、ホームページに掲載するなど広く周知。
- 計画の進捗状況を適切に評価するため、大阪府障がい者施策推進協議会や大阪府障がい者自立支援協議会に報告⇒対応策などについて意見を聴いて、計画を推進